

ソフトウェア関連発明特許に係る判例紹介
～相違点は周知技術であるとして審決が取り消された判例～
平成26年（行ケ）第10153号

原告：日本電動式遊技機特許株式会社
被告：株式会社三共

2015年7月21日
執筆者 弁理士 田中 伸次

1. 概要

本件は、発明の名称を「遊技機」とする発明に係る特許権について、無効理由はなく、特許を維持すべきと特許庁がした審決に対して、その取消しを求めたものである。

2. 背景

1) 特許の内容

本件特許に係る発明（以下、「本件発明」）は、所定の確率に基づいて算出される払出率を定めた複数種類の段階を有する遊技機において、当該段階の変更時における煩わしさを解消するとともに、当該段階の不正な変更が行われるのを防止することを目的とする。

【請求項1】

【A】 前面扉を開放状態とすることにより操作可能となる設定変更操作手段を備える遊技機であって、

【B1】 遊技の進行を制御すると共に、遊技の進行状況に応じた制御情報を送信する遊技制御手段と、

【B2】 前記遊技制御手段から送信された制御情報を受信し、該受信した制御情報に基づいて少なくとも前記遊技に関する演出の実行を制御するものであって、書き換え可能な演出用記憶手段を含む演出制御手段とを備え、

【C】 前記遊技制御手段は、

【C1】 所定の入賞の発生を許容する旨を、所定の確率で事前に決定する事前決定手段と、

【C2】 前記所定の確率に基づいて算出される払出率について設定された段階を示す情報を記憶する特定領域と、遊技の進行状況に関する情報を記憶する領域として記憶すべき情報の重要度に応じて分けられた特別領域と一般領域とを含む遊技用記憶手段と、

- 【C3】 前記前面扉が開放状態となっているか否かを検出する開放検出手段と、
- 【C4】 前記開放検出手段により前記前面扉が開放状態となっている旨が検出され、さらに前記前面扉を開放状態とすることにより操作可能となる変更許可開始操作手段が操作されることにより所定の設定変更許可条件を成立させて、設定変更期間を開始させる変更期間開始制御手段と、
- 【C5】 前記設定変更期間において、少なくとも前記設定変更操作手段が操作されることによって、前記特定領域に記憶された段階を変更する設定変更手段と、
- 【C6】 前記設定変更期間が開始されたときに、前記遊技用記憶手段に情報が記憶されている変更前の段階を表示手段に表示させる段階表示制御手段と、
- 【C7】 前記設定変更期間が開始したときに、前記演出用記憶手段の記憶情報を初期化することを指示する初期化制御情報を前記演出制御手段に送信する初期化制御情報送信手段と、
- 【C8】 前記設定変更期間が終了したときに、該変更後の前記設定された段階に関する情報を含む設定制御情報を送信する設定制御情報送信手段と、
- 【C9】 前記設定変更手段による段階の変更の際に、前記遊技用記憶手段に含まれる領域のうちの前記一般領域に記憶されている情報を初期化する初期化手段とを備え、
- 【D】 前記演出制御手段は、
- 【D1】 前記初期化制御情報を受信することによって前記演出用記憶手段の記憶情報のうち少なくとも演出の実行に関する情報を初期化し、
- 【D2】 前記設定制御情報を受信することによって前記設定された段階に関する記憶情報を前記演出用記憶手段に記憶する
- 【E】 ことを特徴とする遊技機。

本件発明においては、遊技機において、開放検出手段により前面扉が開放状態となっている旨が検出され、前面扉を開放状態とすることにより操作可能となる変更許可開始操作手段が操作されることにより設定変更許可条件を成立させて、設定変更期間を開始させる変更期間開始制御手段を備える。これにより、遊技機外部からの信号操作によって変更許可開始操作手段や設定変更操作手段が操作されたものとする信号が入力されたり、前面扉に穴を開けるなどして不正に変更許可開始操作手段や設定変更が操作されても設定されている段階を変更されることを防ぐことが可能となる（段落【0012】）。

また、設定変更期間が開始した時に送信される初期化制御情報により演出用記憶手段の演出の実行に関する記憶情報が初期化される。これにより、段階の変更操作を行っている間に、演出制御手段において変更前の段階に基づく演出が継続することがなく、煩わしさを感じさせることがない（段落【0011】）。

図1（本願明細書の図8）には、遊技機の電源投入時において実行される処理についてのフローチャートが記載されている。ステップS107で前面扉が開いていると判定された場合、ステップS108以降が実行される。ステップS113で設定値が変更され、ステップS117でRAMクリア処理が行われる。

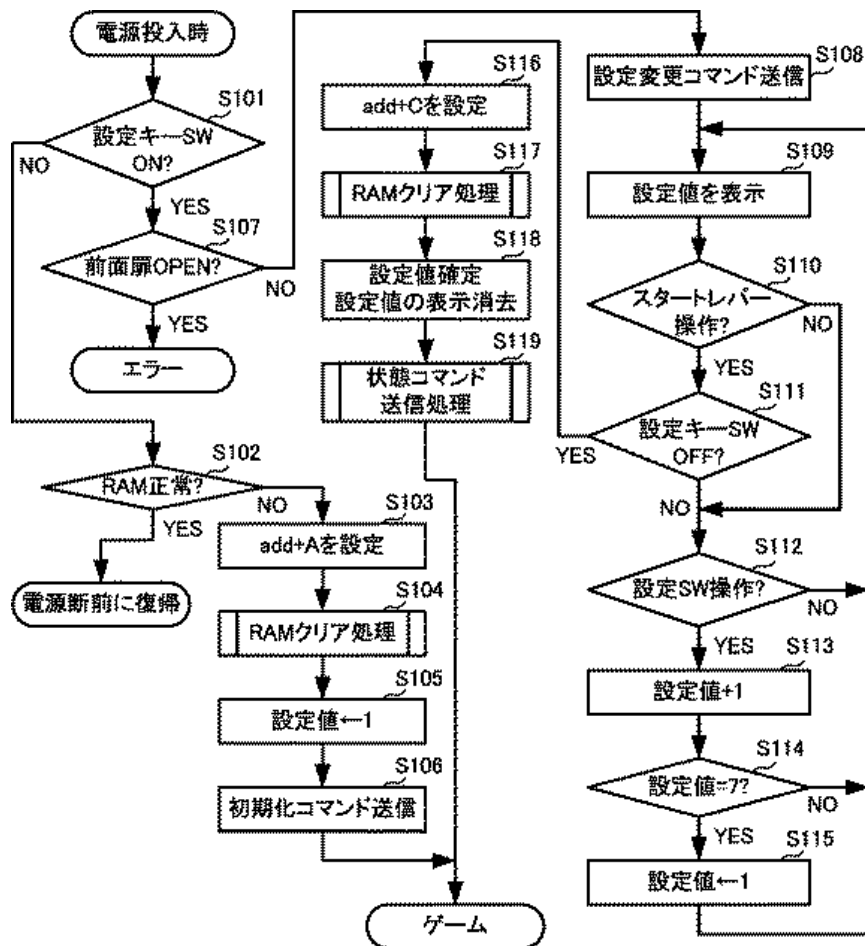


図1

2) 経過

本件特許に係る特許出願（以下、「本願」と記す。）の経過は、以下のとおりである。

平成16年	8月20日	出願（特願2004-241610号）
平成23年	3月18日	登録
平成25年	7月26日	無効審判請求
平成26年	5月26日（送達）	審決（維持）

3. 訴訟での争点

訴訟で争点となったのは、以下の4点であった。

- (1) 取消事由1：相違点2の判断の誤り
- (2) 取消事由2：相違点6の判断の誤り
- (3) 取消事由3：本件発明2の進歩性判断の誤り
- (4) 取消事由4：本件発明3の進歩性判断の誤り

裁判所は取消事由1及び2について、判断された。

相違点2及び相違点6の内容は以下のとおりである。

相違点2：本件発明1は、構成【C4】のとおりに設定変更期間を開始させるものであるに対して、甲1発明では、前面扉37の開放の検知は、サブ制御基板62（演出制御手段）によって制御されるサブCPU82及びセンサからなる開放検出手段であり、構成【C4】の変更許可開始操作手段及び変更期間開始制御手段を備えるものでもない点。

相違点6：本件発明1は、構成【C9】のとおりに一般領域に記憶されている情報を初期化するものであるのに対して、甲1発明では、サブ制御基板62（演出制御手段）によって制御されるAボタン24を操作すると、サブ制御基板62のRAM84（書き換え可能な演出用記憶手段）に確保されている遊技機データ記憶領域の総合データがクリアされる点は記載されるものの、当該総合データが遊技機データ記憶領域であるのかが不明な点。

4. 裁判所の判断

1) 甲1発明について

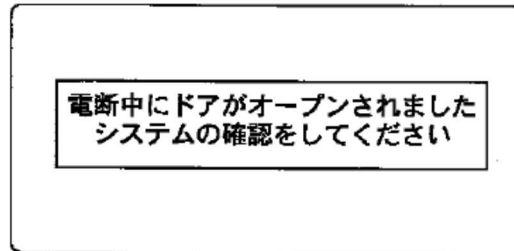
争点となった相違点2及び相違点6に関連する内容として、甲1発明を裁判所は以下のように認定した。

甲1発明の遊技機（構成【e】）は、…

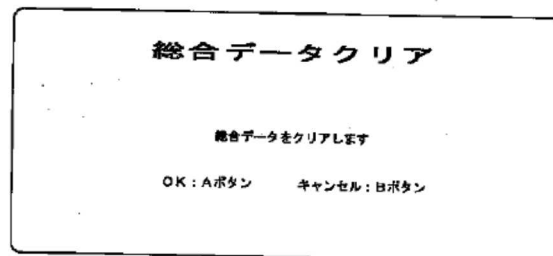
[2]前面扉が開放状態となっているか否かを検出するサブCPU82及びセンサからなる扉開閉監視手段と（【0265】【0266】〔構成【d2】〕）、[3]扉開閉監視手段により前面扉が開放状態となっている旨が検出されると、検出された扉の開情報を遊技機管理情報として液晶表示装置22に表示し（【0265】〔構成【d3】〕）、…

[4]液晶表示装置22[4]液晶表示装置22の左側に存するAボタン24を押圧操作すると、液晶表示装置22の画面中央に反転表示されているメニューを表示メニューとして決定し、総合データクリア画面でAボタンを押圧すると、これに基づき、サブ制御基板62のRAM84に確保されている遊技機データ記憶領域の総合データがクリアされる（【0016】【0126】【0240】【図1】【図24】【図48】〔構成【d5】〕）との構成をとった。

【図55】



【図48】



上記の図55は、甲1発明は、扉開閉監視手段を備えることを示している。図48は、甲1発明は、遊技機データ記憶領域の総合データをクリアする手段を備えることを示している。

2) 相違点2の判断について

裁判所は、甲5発明、甲16発明及び甲15記載より、「開放検出手段により開放検出手段により前面扉が開放状態となっている旨を検出し、前面扉が開放状態の場合にのみ操作可能となる変更許可開始操作手段により所定の設定変更許可条件を成立させて、これにより設定変更期間を開始するとすることは、周知技術であると認めるのが相当である。」と判断した。

また、開放検知手段を備える技術手段に相違があるところ、裁判所は、「遊技制御手段と演出制御手段のそれぞれに何を備えさせるかは適宜なすことであって、開放検出手段を上記のいずれに備えさせるかは設計事項にすぎず、容易想到性の判断を左右するものではない。」とした。

そして、相違点2に係る本件発明1の構成は、甲1発明及び周知技術に基づき容易に想到できたものといえるから、審決の判断には、誤りがあり、取消事由1は理由があると判断した。

3) 相違点6の判断について

裁判所はまず、審決が、相違点6とは関連のない技術事項を有しないことを理由として、相違点6に係る構成が各刊行物に記載がないと判断したことは誤りであると指摘した。

本件特許発明1の遊技用記憶手段には、「特定領域」、「特別領域」、「一般領域」の3つの領域が存在し、相違点6に係る構成【C9】は、3つの領域のうち、一般領域を初期化する。

それについて、裁判所は、「構成【C9】により初期化されるとされたのは一般領域のみであり、特定領域や特別領域の初期化の有無については、構成【C9】は何ら限定を付すものではない。」のであるから、各刊行物記載の発明では、「特定領域」、「特別領域」、「一般領域」の区分がないことを理由として、構成【C9】は記載がないとした審決の判断には、誤りがあると指摘した。

その上で、裁判所は、甲2、甲4、甲11、甲12より、設定変更の際に、遊技制御手段が備える遊技用記憶手段に含まれる領域（本件発明1の「一般領域」に相当する。）に記憶される情報が初期化されることは、周知技術であるから、甲1発明にこの周知技術を適用して相違点6に係る本件発明1の構成とすることは、当業者が容易に想到し得たものと認められるとした。

そして、相違点6に係る本件発明1の構成は、甲1発明及び周知技術から当業者が容易に想到し得たと認められるから、審決の相違点6の判断には、誤りがある。

したがって、その余の点について判断するまでもなく、取消事由2は、理由があると判断した。

5. 結論

裁判所は、取消事由1及び2は理由があり、原告の請求を認容した。

6. 考察

本事例は、審決において、進歩性を認めた2つの相違点（相違点2及び6）ともに、周知技術であると認定された。

本件特許発明は物の発明であるため、発明特定事項は技術手段として表現され、それぞれの技術手段の機能が示されている。複数の技術手段のうち、ソフトウェア処理のみを行う技術手段については、どのような機能をどの技術手段に担わせるかについては、適宜設計する事項であるとして、進歩性を判断するのが一般的である。判決において、相違点2の判断においても、そのように判断された。

この判断は妥当性があるものと考えるが、当業者は異なる捉え方をするであろうことが、審決における判断に現れているので、指摘しておきたい。

本件特許発明の題材となった遊技機は、制御手段として、「遊技制御手段（メイン制御

基板)」と「演出制御手段（サブ制御基板）」を備えるのは技術常識である。上述の一般論で言えば、「遊技制御手段」と「演出制御手段」とにどのような機能を担わせるかについては、適宜設計する事項であるが、当業者はそうでないと考えられる。なぜなら、遊技機においては、「遊技制御手段」と「演出制御手段」との間において、信号やデータは、「遊技制御手段」から「演出制御手段」へ一方通行でなくてはならないという法規制があるからである。当業者において、「遊技制御手段」と「演出制御手段」とにどのような機能を担わせるかを考慮する際、この法規制は必ず考慮するため、法規制の範囲内で適宜設計することになるのである。その点を考慮してものと思われる審決の判断があるので、以下に示す（下線は筆者、以下同様）。

③ 特開平6-114140号公報（甲15）は、本件発明1のような、主制御手段として機能する遊技制御手段と、副制御手段として機能する演出制御手段を有するものにおいて、主制御手段として機能する遊技制御手段が設定値の変更を制御するものとは認められない。

④ 特開2004-135844号公報（甲16）は、本件発明1のような、主制御手段として機能する遊技制御手段と、副制御手段として機能する演出制御手段を有するものにおいて、主制御手段として機能する遊技制御手段で設定値の変更を制御するものとは認められない。

上記の審決の判断では、「設定値の変更を制御する」のが、遊技制御手段であるのか、それ以外の手段であるのかと言う点は、相違点となりうると考えたものと推察する。特許庁の審判合議体が、当業者に係る技術的でない事項を考慮して判断したと思われる点で、興味深い。

ただし、言うまでもないことであるが、法規制は技術的な事項ではないから、遊技機であるからといって、各技術手段が担う機能は、特段の技術的な制約がない限り適宜設計できると考えるべきであり、それに従って、裁判所は判断したことになる。

また、相違点6についての判断についても、以下の点で興味深い。審判合議体が、

甲4、甲11、甲12は、いずれも本件発明1と異なり、遊技制御手段の遊技記憶手段内に特定領域、特別領域、一般領域を有するものではなく、本件発明1が設定値変更の際に初期化しない特別領域については、なんら言及するものではない。とすれば、相違点6に係る本件発明1の構成が、甲4、甲11、甲12に記載されているとは認められず、また、周知技術であると認めることもできない。

と判断したのに対して、裁判所が、

審決は、相違点6が、一般領域の初期化に係るものであるのにもかかわらず、上記各刊行物記載の発明が、「特定領域」「特別領域」「一般領域」の区分という相違点1に係る事項を有しないことと、特別領域の初期化という相違点6とは関連のない技術事項を有しないことを理由とし、上記各刊行物に相違点6に係る本件発明1の構

成の記載がないと判断した
と指摘した点である。

審査実務において、対比は、発明特定事項毎に行われるから、一般領域が初期化されることのみが特定され、他の領域についての処理が何ら特定されていなければ、他の領域があろうとも、それは考慮されない。そして、一般領域に相当する領域を初期化されることが刊行物に記載されていれば、容易想到性であると判断されるのが一般的であると筆者は考えていた。

このような判断手法については、発明特定事項間の関係性を無視した画一的な判断であると批判される場合もあると考える。本件においては、「特定領域」「特別領域」「一般領域」に区分された遊技用記憶手段において、「一般領域」を初期しているという点が、各刊行物に記載されているか否かを、審判合議体が判断している。この判断手法は、容易想到性を否定する方向に傾くものであり、これまで筆者が考えていた実務とは異なる手法であるので、興味深いと感じた次第である。

以上